

公 告

組 合 員 各 位

5 愛 媛 農 共 第 2613 号
令 和 6 年 3 月 14 日

園芸施設共済掛金率等一覧表

事業規程第148条第2項の規定に基づき、令和6年4月1日以後に共済責任期間が開始する共済掛金率について、下記のとおり公告します。

愛 媛 県 農 業 共 済 組 合
組 合 長 理 事 平 田 義 之

記

1. 共済掛金率(標準率)

(単位：％)

施設区分	地域	小損害 不填補 の金額	被覆 ・ 未被覆	共済掛金標準率の算定基礎率				
				特定園芸施設 及び附帯施設	施設内 農作物	事故除外	特定園芸施設 撤去費用額	園芸施設 復旧費用額
ガラス室Ⅰ類	第1区域	1万円	被覆	0.279	0.737	0.260	0.171	0.167
		3万円	被覆	0.265	0.736	0.259	0.170	0.160
		10万円	被覆	0.154	0.547	0.203	0.169	0.097
		20万円	被覆	0.112	0.364	0.137	0.162	0.070
		50万円	被覆	0.057	0.019	0.018	0.139	0.036
		100万円	被覆	0.009	0.005	0.004	0.031	0.007
ガラス室Ⅱ類	第1区域	1万円	被覆	0.094	1.164	0.473	0.029	0.104
		3万円	被覆	0.093	1.163	0.472	0.028	0.103
		10万円	被覆	0.092	1.018	0.373	0.027	0.094
		20万円	被覆	0.091	0.864	0.297	0.026	0.083
		50万円	被覆	0.090	0.484	0.249	0.025	0.067
		100万円	被覆	0.062	0.242	0.182	0.024	0.055
プラスチック ハウスⅠ類	第1区域	1万円	被覆	6.706	1.335	0.373	0.030	0.172
			未被覆	0.070			0.008	0.026
		3万円	被覆	6.705	1.330	0.372	0.029	0.170
			未被覆	0.068			0.007	0.025
		10万円	被覆	5.432	1.223	0.366	0.028	0.145
			未被覆	0.059			0.006	0.023
		20万円	被覆	4.272	1.040	0.357	0.027	0.120
			未被覆	0.045			0.005	0.005
		50万円	被覆	3.156	0.598	0.301	0.026	0.074
			未被覆	0.044			0.004	0.004
		100万円	被覆	1.060	0.237	0.201	0.025	0.033
			未被覆	0.043			0.003	0.003
プラスチック ハウスⅡ類	第1区域	1万円	被覆	2.458	5.731	3.815	0.011	1.386
			未被覆	0.036			0.008	0.018
		3万円	被覆	2.450	5.721	3.814	0.010	1.382
			未被覆	0.035			0.007	0.016
		10万円	被覆	1.041	4.593	3.435	0.009	1.056
			未被覆	0.019			0.006	0.012
		20万円	被覆	0.507	3.230	2.978	0.008	0.432
			未被覆	0.010			0.005	0.010
		50万円	被覆	0.165	0.886	0.550	0.005	0.104
			未被覆	0.004			0.004	0.004
		100万円	被覆	0.033	0.062	0.040	0.004	0.007
			未被覆	0.003			0.003	0.003
プラスチック ハウスⅢ類	第1区域	1万円	被覆	1.527	3.395	1.298	0.010	0.290
			未被覆	0.017			0.008	0.008
		3万円	被覆	1.517	3.393	1.297	0.008	0.288
			未被覆	0.016			0.007	0.007
		10万円	被覆	1.119	3.134	1.296	0.007	0.214
			未被覆	0.012			0.006	0.006
		20万円	被覆	0.786	3.005	1.295	0.006	0.168
			未被覆	0.008			0.005	0.005
		50万円	被覆	0.364	0.719	0.250	0.005	0.072
			未被覆	0.007			0.004	0.004
		100万円	被覆	0.225	0.365	0.127	0.004	0.041
			未被覆	0.006			0.003	0.003
プラスチック ハウスⅣ類甲	第1区域	1万円	被覆	1.032	6.711	4.783	0.009	0.198
			未被覆	0.008			0.008	0.008
		3万円	被覆	1.026	6.710	4.782	0.008	0.197
			未被覆	0.007			0.007	0.007
		10万円	被覆	0.865	6.709	4.781	0.007	0.166
			未被覆	0.006			0.006	0.006
		20万円	被覆	0.657	6.708	4.780	0.006	0.136
			未被覆	0.005			0.005	0.005
		50万円	被覆	0.391	5.603	2.160	0.005	0.091
			未被覆	0.004			0.004	0.004
		100万円	被覆	0.330	4.781	1.833	0.004	0.066
			未被覆	0.003			0.003	0.003

施設区分	地域	小損害 不填補 の金額	被覆 ・ 未被覆	共済掛金標準率の算定基礎率				
				特定園芸施設 及び附帯施設	施設内 農作物	事故除外	特定園芸施設 撤去費用額	園芸施設 復旧費用額
プラスチック ハウスⅣ類乙	第1区域	1万円	被覆	0.382	1.576	0.342	0.009	0.171
			未被覆	0.008			0.008	0.008
		3万円	被覆	0.380	1.575	0.341	0.008	0.169
			未被覆	0.007			0.007	0.007
		10万円	被覆	0.336	1.574	0.340	0.007	0.154
			未被覆	0.006			0.006	0.006
		20万円	被覆	0.301	1.573	0.339	0.006	0.125
			未被覆	0.005			0.005	0.005
		50万円	被覆	0.194	0.688	0.246	0.005	0.059
			未被覆	0.004			0.004	0.004
		100万円	被覆	0.068	0.234	0.084	0.004	0.020
			未被覆	0.003			0.003	0.003
プラスチック ハウスⅤ類	第1区域	1万円	被覆	0.855	1.659	0.601	0.009	0.169
			未被覆	0.008			0.008	0.008
		3万円	被覆	0.854	1.658	0.600	0.008	0.168
			未被覆	0.007			0.007	0.007
		10万円	被覆	0.608	1.559	0.533	0.007	0.158
			未被覆	0.006			0.006	0.006
		20万円	被覆	0.574	1.417	0.487	0.006	0.149
			未被覆	0.005			0.005	0.005
		50万円	被覆	0.572	0.948	0.401	0.005	0.148
			未被覆	0.004			0.004	0.004
		100万円	被覆	0.558	0.575	0.300	0.004	0.140
			未被覆	0.003			0.003	0.003
プラスチック ハウスⅥ類	第1区域	1万円	被覆	2.903	5.966	3.604	0.009	1.174
			未被覆	0.036			0.008	0.018
		3万円	被覆	2.902	5.922	3.599	0.008	1.172
			未被覆	0.035			0.007	0.016
		10万円	被覆	0.896	3.217	2.263	0.007	0.223
			未被覆	0.019			0.006	0.012
		20万円	被覆	0.576	1.152	1.002	0.006	0.125
			未被覆	0.010			0.005	0.010
		50万円	被覆	0.308	0.216	0.197	0.005	0.062
			未被覆	0.004			0.004	0.004
		100万円	被覆	0.008	0.047	0.046	0.004	0.004
			未被覆	0.003			0.003	0.003
プラスチック ハウスⅦ類	第1区域	1万円	被覆	0.635	4.463	2.444	0.146	0.356
			未被覆	0.010			0.008	0.008
		3万円	被覆	0.608	4.462	2.443	0.145	0.354
			未被覆	0.009			0.007	0.007
		10万円	被覆	0.526	3.374	1.847	0.144	0.255
			未被覆	0.008			0.006	0.006
		20万円	被覆	0.525	2.465	1.350	0.143	0.175
			未被覆	0.007			0.005	0.005
		50万円	被覆	0.524	2.464	1.349	0.142	0.077
			未被覆	0.006			0.004	0.004
		100万円	被覆	0.004	0.685	0.376	0.141	0.039
			未被覆	0.003			0.003	0.003

2. 共済金額

共済価額に次の割合(付保割合)を乗じて得た金額とする。付保割合＝40%～100%

但し、共済金額は、特定園芸施設・附帯施設・施設内農作物・撤去費用・本体復旧費用・附帯復旧費用ごとに、共済価額に組合員が上記から選択した割合を乗じて得た金額(共済価額に100分の40を乗じて得た金額を下らず、共済価額に100分の100を乗じて得た金額を超えない範囲)で円単位となります。

共済価額は、主務大臣が定める準則に従い、当該園芸施設共済の共済関係に係る特定園芸施設・附帯施設・施設内農作物・撤去費用・本体復旧費用・附帯復旧費用の共済責任期間開始時における価額を基礎として、この組合が定める金額とします。

【加入方法】

特定園芸施設に附帯施設・施設内農作物・撤去費用・復旧費用を加えて加入することができます。

3. 組合員等負担掛金率

組合員等負担掛金率は、上記1の2分の1とする(ただし、共済金額1億6千万円を上限)。

ただし、復旧費用額、小損害不填補1万円特約および付保割合追加特約は同率とする。

4. 危険段階別共済掛金率

施設区分別、共済目的等別の危険段階別共済掛金率等については別紙(※1)のとおりとする。

※1 別紙については組合に備え付けています。個人毎の損害率によって掛金率が異なりますのでお気軽にお尋ね下さい。

5. プラスチックハウスⅡ類の共済掛金標準率及び通常標準被害率について

プラスチックハウスⅡ類に区分される特定園芸施設のうち骨格の主要部分が31.8mm以上の径のパイプにより造られている施設またはプラスチックハウスⅡ類に区分される特定園芸施設のうち骨格の主要部分が19.1mm、22.2mmおよび25.4mmの径のパイプにより作られている施設のうち恒常的な補強により当該施設と同等の強度を有している施設について、「特定園芸施設及び附帯施設」、「特定園芸施設撤去費用額」および「園芸施設復旧費用額」にあつては、特定園芸施設共済掛金標準率および通常標準被害率に0.85を乗じて得た率とする。

6. 集団加入割引について

園芸施設共済に付することの集団による申込み((1)～(3)の要件に該当するもの)により集団加入組合員等についての園芸施設共済に係る共済掛金標準率に0.95を乗じて得た率とする。

(1) 特定園芸施設を所有し、又は管理する者で農業を営むものが構成員となっている団体において、当該構成員が当該特定園芸施設について園芸施設共済又は保険に加入する旨の取決めを行うこと並びに園芸施設共済の一斉加入受付の実施及び特定園芸施設の補強・保守管理に取り組むことについて、組合等と協定を締結していること

(2) 当該団体が園芸施設共済の一斉加入受付を実施し、当該構成員の園芸施設共済の加入割合が当該一斉加入受付前より増加するとともに、当該加入割合が8割を超えること

(3) 当該一斉加入受付により園芸施設共済に付することの申込みを行うこと